特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦北町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦北町長

公表日

令和7年9月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務			
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、町内に居住する75歳以上の者(65歳以上75歳未満で一定の障がいについて広域連合の認定を受けた者及び住所地特例対象者を含む。適用除外対象者を除く。)を被保険者として管理し、運営主体である後期高齢者医療広域連合との役割分担の下、制度運営を行っている。 ①被保険者等の資格に関する届出・受付 ②医療給付に関する届出、受付、所得区分等の確認 ③保険料の賦課・徴収 ④被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする健診等の実施			
③システムの名称	後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 特定健診等データ管理システム 国保データベースシステム			
2. 特定個人情報ファイル名				
(1)資格情報ファイル(被保険者情報) (2)賦課情報ファイル(保険料情報、期割情報) (3)給付情報ファイル(療養費、葬祭費) (4)収納 情報ファイル(収納・滞納情報) (5)健診ファイル(対象者・受診者情報)				
3. 個人番号の利用				

法令上の根拠

・番号法第9条第1項及び別表第一 59の項

・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民生活課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 総務課 0966-83-9643

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 住民生活課 0966-83-9664

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和7年9月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500	0人未満
いつ時点の計数か		令和	17年9月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発	生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ重	点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシステ	ムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[O]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワーク	ウシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	<mark>消去</mark> ·			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>			
判断の根拠	総合行政システム(基幹系システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。			
9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	B発 B			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いと考	・ えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	総合行政システム(基幹系システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I -4-①	実施する	実施しない	事後	
平成29年6月1日	I -4-2	【情報提供の根拠】 ・第19条第7号及び別表第二の83の項 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号及び別表第二の80、82の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令 第43条		事後	
平成29年6月1日	I -5-2	一丸 喜八郎	田渕 耕一	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ —1	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II -2	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	I -5-2	田渕 耕一	課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ —1	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II -2	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和4年9月30日	Ⅱ —1	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月30日	II -2	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ —1	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II -2	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年9月30日	I -7	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015番地 芦北町役場 総務課 0966-82- 2511	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015番地 芦北町役場 総務課 0966-83- 9643	事後	
令和7年9月30日	I -8	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015番地 芦北町役場 住民生活課 0966- 82-2511	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015番地 芦北町役場 住民生活課 0966- 83-9663	事後	
令和7年9月30日	Ⅱ —1	令和5年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	
令和7年9月30日	II -2	令和5年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	